

一般競争入札の実施にあたり、公益社団法人堺観光コンベンション協会契約規程第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月1日

公益社団法人堺観光コンベンション協会  
会長 菊地 敏則

## 1 契約事務担当

〒590 - 0950 堺市堺区甲斐町西1丁1番35号

公益社団法人 堺観光コンベンション協会 担当：露久志・窪

電話 072 - 233 - 5258 FAX 072 - 233 - 8448

E-mail : stcb@sakai-tcb.or.jp

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 件名

堺市観光案内所運営業務業務

### (2) 履行場所

堺市観光案内所（堺駅観光案内所、堺東観光案内所、大仙公園観光案内所）

### (3) 履行期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

### (4) 業務内容

仕様書に基づき堺市内の観光案内所における以下の業務を委託運営するものである。

- ・観光等案内
- ・物品等販売
- ・堺観光レンタサイクル
- ・国旗掲揚
- ・旅行業部門の出先として旅行商品の受付
- ・設備清掃
- ・荷物預かり
- ・月次レポートの作成
- ・アンケート調査の実施
- ・定例報告会
- ・緊急時の対応

### (5) 入札方式

一般競争入札（紙入札）で執行する。

## 3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 堺市に業者登録をしている者であって、引き続いて1年以上その営業を行っている

こと

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）。
- (3) 入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止または入札参加回避を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (4) 入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者ではないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員または暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 当該業務の入札参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）  
組合や協会等の各種団体については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。
- (7) 令和3年4月1日以降に本協会及び国又は地方公共団体において、観光案内所運営業務の契約を元請けとして履行した実績を有し、かつ、当該実績を証明できる書類を提出することができる者であること。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

#### 4 日程

(1)	公告日（協会ホームページへ掲載）	令和6年2月1日（木）
(2)	入札関係書類配布終了日	令和6年2月15日（木）
(3)	質疑締切日時	令和6年2月15日（木）午後5時
(4)	入札参加資格確認申請書など提出締切日	令和6年2月15日（木）

(5)	質疑回答日	令和6年2月19日(月)
(6)	入札参加資格確認結果通知書の交付日	令和6年2月19日(月)
(7)	入札日時・開札日時	令和6年3月4日(月)午後2時
(8)	契約締結日	令和6年4月1日(月)

※ 1 参加資格確認申請書は、公表開始日から提出可能とする。

## 5 入札関係書類の配布

本入札に参加を希望する者は、前記4(1)の公告日から(2)入札関係書類配布終了日まで、本協会ホームページからダウンロードすること。

(公社) 堺観光コンベンション協会ホームページ：

<https://www.sakai-tcb.or.jp/business/news>

## 6 入札参加資格確認申請及び結果通知書の交付

本入札に参加を希望する者は、「入札参加資格確認申請書」(様式第1号)等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し前記1契約事務担当から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請における提出書類、提出期限等

(ア) 提出書類

- ・ 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- ・ 業務履行実績申出書(様式第6号)
- ・ 履行実績を証明できるもの(契約書・仕様書の写し、または契約の相手方、金額及び内容がわかる書類)

(イ) 提出期限

前記4(4)の入札参加資格確認申請書など提出締切日まで

(ウ) 提出場所

前記1の契約事務担当まで

(エ) 提出方法

直接持参または郵送すること。

**【直接持参の場合】**

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に持参すること。

**【郵送の場合】**

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記1の契約事務担当に連絡し、到達確認をすること。

(2) 入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格確認申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書を交付する。前記3に規定する競争入札参加資格要件を満たさない者については、本入札参加資格を有しないものとし、その旨の理由を付して通知する。

## 7 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、質問票（様式第2号）に質問事項を簡潔にまとめ、前記4（3）の質疑締切日時までに電子メールにて、前記1の契約事務担当に問い合わせること。

送付後、速やかに契約事務担当まで電話をし、必ず到着確認をすること。

## 8 入札参加辞退

入札参加辞退届（様式第3号）に事業所の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

その際には、本協会から交付した関係書類は破棄又は責任をもって管理すること。

## 9 入札手続等

### （1）入札及び開札の日時

前記4（7）入札日時・開札日時のとおり

### （2）入札及び開札の場所

住所 堺市堺区甲斐町西1丁1番35号

公益社団法人 堺観光コンベンション協会

### （3）入札方法

入札者は、前記（1）の入札及び開札の日時に（2）の場所に出席して所定の入札書をもって応札すること。

### （4）入札書に記載する金額

入札は総価格で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### （5）入札保証金及び違約金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記11（1）～（4）のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札金額の100分の3に相当する額に違約金を徴収するものとする。

### （6）落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

### （7）入札については別記の「入札に係る注意事項」を熟読すること。

## 10 入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、

入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。入札前に委任状(様式第4号)を提出すること。入札会場内への入室は1社1名に限ること。

## 1.1 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者に関する事項

決定権者は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としなない。また、決定権者は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)又は(4)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)又は(3)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しない。

- (1) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)に基づく入札参加停止または入札参加回避を受けた場合
- (2) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)に基づく入札参加除外を受けた場合
- (3) 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- (4) (1)～(3)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

## 1.2 その他

- (1) 契約保証金 要(契約金額の100分の10以上)。  
ただし、公益社団法人堺観光コンベンション協会契約規程第18条(①保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。②過去2年間に、本協会又は国・地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行したとき。②に該当する場合は、契約保証金免除申出書(様式第5号)および業務履行実績証明書(様式第6号)添付すること)に該当する場合は、免除する場合がある。
- (2) 誓約書(様式第7号)を提出すること。  
優先交渉権者は、契約締結までに暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出すること。
- (3) 落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、本協会が指定する期限までに契約書に記名押印のうえ、本協会が定める書類を添えてこれを提出しなければならない。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 委託契約書の各条項等の内容については、別紙のとおりとする。

## 入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札参加辞退届（様式第3号）を提出すること。
- 3 入札は公益社団法人堺観光コンベンション協会が交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 委任状（代理人により入札を行う場合）（様式第4号）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
  - (1) 入札参加関係書類を所定の期日までに受け取りに来ないとき。
  - (2) 入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
  - (3) 入札参加資格を満たさないもの。
  - (4) 入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
  - (5) 入札時間に遅刻したとき。
  - (6) 印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
  - (7) 代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
  - (2) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
  - (3) 入札書に記名押印がないとき。
  - (4) 入札金額を訂正したとき。
  - (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
  - (6) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
  - (7) 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人を兼ねているとき。
  - (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
  - (9) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
  - (10) 明らかに当該契約の履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
  - (11) 再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額で入札したとき。
  - (12) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
  - (13) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記のうえ、入札箱に投函すること。
- 9 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 10 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- 11 再度入札の回数は原則2回とする。
- 12 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札が無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。
- 13 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- 14 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 16 仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後は破棄又は責任を持って管理すること。
- 17 落札決定後、4月1日(月)に契約を締結すること。また、契約締結に際しては、見積書(見積内訳明細書)及び堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。